

オケージョナル・ペーパー No.112

甲斐国現在人別調における人口概念

2020年7月

法政大学

日本統計研究所

甲斐国現在人別調における人口概念

森 博美*

はじめに

わが国における近代人口センサスの開始は欧米主要国よりも1世紀以上遅れ、大正9(1920)年にようやく第1回国勢調査として実施される。その後、第二次世界大戦終結直後を除き、10年を周期として大規模調査が西暦の末尾が「0」の年にまたその中間年に簡易調査が実施され今日に至る。初期の国勢調査では現在人口が、その後は常住人口として人口規模及び各種の属性別人口の把握が行われてきた。

ところで、太政官正院政表課(以下、政表課)では、課長の杉亨二を中心に彼の下に結集した課員が、国勢調査よりも40年以上も以前に現在の山梨県を対象地域として政府による人口調査を企画、実施している。明治12年末現在で実施された甲斐国現在人別調(以下、甲斐国調査)がそれである。調査の企画・設計段階において政表課では調査項目の選定に際して当時の欧米を中心とする人口センサスの標準化に大きな影響を及ぼしたと考えられる万国統計協会(Congrès Internationale de Statistique)での諸決議や海外の統計学の知見等を積極的に参照するなど、調査事項に関してこの調査はその後わが国でも国勢調査として実施されることになる近代人口センサスを部分的に先取りする側面も持っていた。その一方で甲斐国調査では、後に国勢調査で採用されることになる現在人口あるいは常住人口とも異なる独特な人口概念に基づいた人口の把握が行われている。

ところで、甲斐国調査の実施機関である政表課では、調査実施に先立って「人別調人心得并家別表書込雛型」(以下、『心得』)という文書を策定している。これは、「本邦に於て政表の主意に基き人別の取調をなすは実に今日に始まるを以て箇条中了解しかたき者も亦少からざるへし故に其取調掛の人々能く其主意を辨へて誤解なからん」を要す[太政官 1882 9 頁]というその前文の記述からも読み取れるように、調査担当者に人口の把握方法を周知することによって調査の正確性を期す目的で作成されたものである。さらに上記の記述に続けて『心得』では、「尚ほ不審の廉あらは政表掛官員と協議して取調の確実ならん」を要す[同頁]として、その内容に関する追加的照会事項にも調査所管部署として同課で積極的に対応することで調査の支障なき完遂を期している。

ところで、甲斐国調査の実施期日を間近に控えた明治12年11月25日付で山梨県北巨摩郡

* 法政大学名誉教授・法政大学日本統計研究所名誉研究員

書記中田亮平から太政官権大書記官杉宛に、同年 3 月杉等一行が甲斐国において郡の担当者に対して行った調査説明会の内容に不分明な点があるとして 17 項目にわたる照会が政表課へ提出されている。この中田からの照会事項並びにそれに対する政表課側の回答内容については政表課属官の鈴木敬治⁽¹⁾によってまとめられ、後に「山梨縣人別調疑解」(以下、『疑解』)[鈴木 1919]として公刊されている。

『心得』と『疑解』には家別表への記載に際しての様々な留意事項等が記されており、それらを読み解くことで甲斐国調査が人口をどのように把握したのかを探ることができる。そこで本稿では『心得』と『疑解』において人口の把握に関係していると思われる個所を取り上げ、それらを検討の素材として甲斐国調査における人口概念の特徴について考察するとともに、併せて調査がこのような人口概念に基づいて実施された背景事情なども探ってみたい。

1. 戸籍資料からの書上げによる人口の把握

わが国では明治 4(1872)年に「戸籍の法」が公布された。同法は、幕藩期以来、人別帳、社寺籍、士籍など族籍別に把握されてきた人口を全国統一の族籍横断的な戸籍として統合把握する制度的基盤をなすものであった[相原・鮫島 1971 30 頁]。翌 5 年には「戸籍の法」の下で戸口調査が実施され、戸籍管理業務資料として町村に戸籍簿と寄留簿が整備される。

また、制定当初の「戸籍の法」では「編製ハ爾後六ケ年目ヲ以テ改ムヘシ」(第 5 則)⁽²⁾と規定され、定期的な戸籍検査によって更新される戸籍簿情報をベンチマークとしてそれに日常の戸籍業務の遂行過程から得られる出生・死亡といった自然動態情報さらには転籍・寄留といった社会動態情報とによって年々の静態人口の推計を可能とするものであった。さらに、戸籍簿と寄留簿には性、年齢、続柄だけでなく職分情報も記載事項とされたことから、これらの登録簿情報を基に「戸籍表」や「職分表」も作成された。「戸籍の法」によって制度化された戸籍管理がわが国明治期における「人口統計の発端」[相原・鮫島 1971 30 頁]と評されているのはそのためである。

ところで、明治 6 年 7 月 8 日の太政官布告第 242 号によって「戸籍の法則中第廿則第廿二則第廿三則六ケ年目戸籍表改ノ條例追テ相達候迄不及施行候事」[総理府統計局 1976 25 頁]とその後の定期的な戸籍改に係る条文の執行は凍結された。「追テ相達候迄」とされていた箇所についてはその後二度と戸籍検査が実施されることはなく、その結果戸口調査は、第 1 回国勢調査が実施されるまでの約半世紀の長きにわたり唯一のわが国全版図を対象とした静態人口調査となった。

周知のように甲斐国調査では「家別表」という調査様式を用いて調査は実施された。この点を鮫

(1) 鈴木は同課の調査担当者の一人として、山梨県より調査(記入下調べ)が終了したとの連絡を受け翌年 9 月杉に随行して世良太一、宇川盛三郎、呉文聰、寺田勇吉、小川為次郎、岡松徑らとともに下調結果の検査に赴いている[鈴木 1910 221 頁]。

(2) 第 5 則の他にも「戸籍の法は「六ケ年目毎ニ戸籍ヲ改ムルニ…」(第 20 則)、「六ケ年目毎ニ…」(第 22 則、第 23 則)の各条文が戸籍検査の定期的実施を規定している。

島龍行は、「この調査の方法は表式調査とは無縁のものであって、近代的な調査票形式による政府公式の最初の統計調査だった」〔相原・鮫島 1971 30 頁〕と甲斐国調査において個票(小票)による調査が行われた点をわが国統計調査史上の画期をなすものとしてその意義を高く評価している。

このように甲斐国調査では物産表等の調査に見られる表式様式とは異なり調査個票的性格を持つ「家別表」が用いられた一方で、「家別表」による統計作成に必要な情報(統計原情報)の獲得方法は、今日の統計調査における実査とは全く異質なものであった。なぜなら「家別表」への記載は後に開始される国勢調査のように調査員による実査という方法によってではなく、甲斐国内の各町村が戸籍資料として管理している戸籍簿、寄留簿に記載された情報の「家別表」への転記(書出し)という戸籍制度に強く依存する形で実施されたからである⁽³⁾。

2. 『心得』に見る人口の把握

人別調人と呼ばれる調査従事者のために策定された『心得』は、調査の意義等を記した冒頭の総論部分と各記入項目に関する記載要領を記した各論部分とからなる。その総論部では甲斐国調査が把握の対象とする人口を「本籍人及び寄留の人」としている。

ここで、「本籍人」とは住地を本籍地に持つ者の意であり、生来の本籍地において継続居住する者並びに他地からの移動者のうち法令によってしかるべき手続きによって転籍の上で現住地を新たな本籍地として居住する者がこれに該当する。一方、「寄留の人」とは本籍地に籍を置いた状態で本籍地とは異なる場所に住地を持つ者で、本籍地においては出寄留また現住地では入寄留の形態をとる。

甲斐国調査では戸籍簿、寄留簿という戸籍資料からの書出しという方法でそれぞれの町村人口の把握が行われた。『心得』に記された人口把握並びに記載方法等の指示、特に各論部分で「住家を調ふる心得」と「寄留人を調ふる心得」として列挙されている項目には、甲斐国調査が採用している人口概念の特徴を探るための有効な手掛りとなるものが含まれているように思われる。そこで本節では『心得』の記載内容に従って同調査が本籍者で現住する者並びに寄留人をそれぞれのように把握しているのかを見ておく。なお、以下の記述における記号①～⑧と項番①～④は、それぞれ『心得』の各論部<住家を調ふる心得>と<寄留人を調ふる心得>に列挙されている記載事項のうち本籍地現住者と寄留人の調査における取り扱いを記した項目のみを抜き出し、それらについて筆者が行論の便宜から独自に付与したものである。

(1) 『心得』での本籍現住者の把握

本籍地において住家を構え所帯として居住する者が人口把握の対象となるのは言うまでもない。

⁽³⁾ 高橋二郎の甲斐国調査の回顧録には、「明治 12 年中兼て議定したる左の家別表 11 万枚を印刷し之を山梨県へ送付し各町村に頒布し 13 年の 1 月初旬より戸籍に依りて知るべきものを記入せしめ…」〔高橋 1905 107 頁〕とある。

その他に甲斐国調査では、『心得』の〈住家を調ふる心得〉の箇所には調査実施に際して以下の
ような指示が記されている。

- ㊤家族の内より出店等にて別に所帯を持ち住居する者も亦一軒となし…其持地持家等を
区別して之を書すへし
- ㊦他人の家を仕切りて借り住む者にてても別に所帯を持つ者は又一軒となして家別表住家の
桁に(借地借家)と書すへし
- ㊧戸主にてても別に所帯を持たず他人の家に同居する者又戸主にてても雇人となり雇主の家
に居住する者は孰(いず)れも家別表中住家の桁に(何某同居)と書すへし
- ㊨神官又は僧、尼にして自分の持家借家にあらず社寺建物の内に住居する者は住家の桁に
(何社住居)又は(何寺住居)と書すへし

これらはいずれも「家別表」中の住家欄への記載方法を指示したものである。上記のうち㊤では
本籍地の家族とは別の場所に所帯として居住するケースについて、それらについては別途「家別
表」への記載を求めている。この場合、別所帯に属する者は本籍地とは異なる居住の場所におい
て把握され、本籍地の所帯での記載からは除外される。また「家別表」は原則として単一の住家を
把握対象としているが、複数の所帯が同一の住家に同居している場合、『心得』の㊦によって同居
世帯を本籍地における借地借家居住者と看做される。一方㊧では、所帯を持たない同居人や住
込み雇人について、その者が仮に戸主であったとしても本籍地とは異なる同居地において書き出
される「家別表」にはその者の氏名に(何某同居)と付記するよう求めている。この場合、当該者が調
査として把握される場所はあくまでも本籍地においてであり、同居地での記載はあくまでも副次的
性格のものである。さらに、㊨は社寺に居住する神官僧尼の調査時の取り扱いを規定したもので、
彼らについてはその者の勤務場所としての社寺を本籍地と見做して把握するとしている。

このように『心得』は、㊦と㊨のケースについては本籍地＝現住地において、また㊤に該当する
所帯については本籍地の所帯とは別に現住地において把握するものとしている。さらに㊧につい
ては居住地においても「家別表」への一応記載はされるものの、調査として把握される場所はあくま
でも本籍地ということになる。

(2)『心得』における寄留人口の把握

転籍することなく本籍地以外の地において一定期間⁽⁴⁾以上居住する者を「戸籍の法」は寄留人と
定義している。そのような居住地の変更を伴う移動者は、その存在そのものが二面性を持つ。なぜ
なら、それは本籍地側から見れば出寄留人であり、逆にその者が寄留人として居住している寄留
地側からすれば入寄留人に他ならない。『心得』はこのような本籍地を離れて他地において寄留人
として居住する者の具体的な把握方法に関して、各論の〈住家を調ふる心得〉では寄留人が記

⁽⁴⁾ 「戸籍の法」第 16 則は「90 日以上」の滞在を伴う移動を寄留とみなして第 12 則に規定する寄留先
の管轄庁への届出手続きを規定している。

載される「家別表」の住家欄への記載方法と関連して、また「寄留人を調ふる心得」では甲斐国調査での寄留人の把握場所等をそれぞれ次のように規定している。

1) 寄留人の記載心得

＜住家を調ふる心得＞

④一国内の人にして同郡又は他郡に寄留し所帯を持つ者は其寄留先の住居にて取調べ持地持家等を区別して之を家別表中住家の桁に書すへし

但し右所帯を持ちたる寄留人は本籍にて書出すに及ばず尚ほ寄留人調の條を見合すへし

⑤他国より寄留して所帯を持つ者も前同様に持地持家等を区別し家別表中住家の桁に(何国より入寄留)と書すへし

⑥同国内又は他国よりの出店或は抱屋敷の類にて番頭、支配、預り人持等の家は住家の桁に(何某家支配)又は(何某家預り)と書すへし

＜寄留人を調ふる心得＞

①一国内にて同郡又は他郡に寄留し所帯を持ちたる人は其寄留先の地にて取調べ家別表に依り書出すへし

但し右寄留先にて所帯を持ちたる人を本籍にて書出す時は二重になりて人数を誤るか故に其本籍にては取調ふるに及ばず

②雇又は稼き等の為め一国内にて同郡又は他郡に寄留すといへとも出先にて所帯を持たざる人は尚ほ本籍にて取調べ書出すへし

但し右所帯を持たざる寄留人を出先にて書出す時は二重になりて人数を誤るか故に出先にては取調ふるに及ばず

③他国より寄留して所帯を持ちたる人も家別表雛形に依り書出すへし

尤も他国より寄留すといへとも其所帯を持たざる人は書出すに及ばず

④籍を移さずして一家を挙げて他国に寄留する人は本籍にて家別表雛形に因り取調べ其住家の桁に(何國へ出寄留)と書して之を分つへし

尤も家主或は家族の内雇又は稼き等の為めに他国に滞在する者は出寄留と書するに及ばず

〔太政官統計院 10-12 頁〕

2) 『心得』に見る寄留人の把握

人口の社会移動を戸籍制度における寄留として捉える場合、上述したように寄留人は本籍地では出寄留者、一方、移動先においては入寄留者という二側面を持つ。他方で地域という空間的な側面から戸籍制度上の寄留を捉えた場合、個々の地域には出寄留人と入寄留人とが存在する。このうち前者はあくまでも戸籍制度の上での存在であり、実際には戸籍簿の登録地以外の地域において寄留人として現住する。これとは逆に入寄留人の場合はその地に現住しているにもかかわらず戸籍制度上はその者の移動元地域に戸籍を保持している。このような寄留をめぐる現住と戸籍制度上の存在の関係に加え寄留には、移動行為が成立した空間的階層の次元という点でも、甲斐国内での郡内・郡間移動と他国との間での移動とを区別することができる。

こういった寄留に関する一般的な説明軸に加えて甲斐国調査の場合には、寄留人が寄留地において所帯として寄留しているか否か(所帯による寄留、非所帯による寄留)によっても人口としての統計上の扱いを本質的に異なっている。なお、甲斐国調査での所帯による寄留には、所帯全体が本籍地から移動し寄留する挙家移動と寄留地で寄留人が本籍地の所帯とは別途に所帯を形成する二つのパターンが存在する。一方、非所帯による寄留とは、一部世帯員のみが移動し移動先において所帯を形成しない寄留形態をいう。以下では叙述の便宜上、前者を「所帯寄留(所帯出寄留、所帯入寄留)」、また後者を「非所帯寄留(非所帯出寄留、非所帯入寄留)」と表記する。

以下では『心得』の各項の記述内容に従って甲斐国調査が出寄留人、入寄留人をそれぞれ「所帯居住」と「非所帯寄留」によってどのように人口として把握しているかを見てみよう。

(i)「所帯寄留」の把握

所帯出寄留を寄留先によって類別すると、甲斐国内外すなわち甲斐国内の他町村・他郡を寄留地とする出寄留と他国への出寄留とに大別できる。このうち甲斐国内の自郡内の他町村あるいは他郡において出寄留人として居住している者について甲斐国調査は、『心得』の①④が寄留地での「家別表」への記入を人別調人である吏員に指示している。なお、このような所帯寄留としての甲斐国内移動については、①④の但書が重複把握を排除するために本籍地での書出しは不要としている。一方、他国への所帯出寄留人については、『心得』の④が「家別表」に「何国へ出寄留」と記載するとともにその者を本籍地において把握することを求めている。

一方、所帯入寄留についても、甲斐国内の自郡内の他町村や他郡からの入寄留により書出しを行う地域に居住しているケースと甲斐国外からの入寄留によって当該地域に居住する場合とがありうる。このうち前者に関しては『心得』には「家別表」への書出し際の取り扱いについては特に何の指摘もないが、該当者については『心得』の①④に対応して寄留地で把握され、本籍地での「家別表」への記載は行われない。一方、甲斐国外からの入寄留人については、その者が寄留地で所帯を形成している場合、「家別表」の住家欄に「何国より入寄留」と付記した上で寄留地において把握することを『心得』③は求めている。

(ii)「非所帯寄留」の把握

甲斐国調査では非所帯出寄留を次のように把握する。すなわち、移動者が寄留地において非所帯寄留している場合、甲斐国の自郡内の他町村及び他郡を移動先として持つ出寄留人の場合は『心得』②が、また甲斐国外を移動先とする者については④の但書がいずれも該当者を本籍地において把握するよう指示している。さらに「家別表」の住家欄への記載方法に関して『心得』③は、甲斐国内での移動者が戸主である場合には居住地で作成される「家別表」に寄留人を同居人あるいは雇人として「何某同居」と、また④は、国内の出店、抱屋敷等において番頭、支配、預り人等として居住する者を「何某家支配等」と付記した上で記載するものとしている。

一方、非所帯入寄留に関しては、甲斐国内の自郡内の他町村及び他郡からの入寄留人については『心得』②の但書により、また甲斐国外からの入寄留人についても③の但書が該当者を把握対象から除外している。

本節では、本籍地居住人口と並んで地域(町村、郡)さらには甲斐国全体の人口把握に不可欠な移動人口について、調査実施者である政表課が出・入寄留人の取り扱いについてどのような調査方針で臨んだかを『心得』の記述に即して検討してきた。下の図1は、甲斐国調査における出・入寄留人の把握方法を移動の地域レベル並びに所帯寄留か否かによって図式化してみたものである。なお、図中の網掛け箇所が甲斐国人口として把握の対象とされている人口セグメントにあたる。

図1 甲斐国調査による所帯寄留・非所帯寄留別寄留人の把握方法

		所帯寄留	非所帯寄留
出 寄 留	甲斐国内の 他郡町村へ	寄留地で把握①④ (本籍地では把握せず① ^(但) ④ ^(但))	本籍地で把握② (寄留地では把握せず② ^(但)) (戸主が同居・雇人の場合、寄留地の家別表住家欄に「何某同居」と付記◎) (国内の出店、抱屋敷等の番頭支配預り人等① ^(但) (何某家支配等と付記))
	甲斐国外へ	本籍地で把握④ (「何国へ出寄留」と付記)	本籍地で把握④ ^(但) (「何国へ出寄留」との付記は不要)
入 寄 留	甲斐国内の 他郡町村から	寄留地で把握 (上記①④に対応)	② ^(但)
	甲斐国外から	寄留地で把握③ (住家欄に「何国より入寄留」と付記◎)	③ ^(但)

〔表注〕・表中の円番号は上記本文中の＜住戸を調ふる心得＞＜寄留人を調ふる心得＞の番号・記号に対応

・(但)は各項の但書き

3. 『疑解』に見る追加的記入指示

本稿の冒頭にも指摘したように、『疑解』は郡書記から寄せられた照会事項に対する政表課側からの回答内容を質疑応答形式の文書として整理したものである。照会事項は『心得』で提示された個々のケースに対する書出しの際の取り扱いや「家別表」の記載欄への具体的な記入方法についての確認など多岐にわたる。その中には上に図1として整理した『心得』での寄留人の把握方法には明示されていなかった逃亡・失踪者の扱いなどより細目にわたる記入指示あるいは『心得』に記載されている指示内容を改めて確認したものなども含まれる。

(1) 逃亡・失踪等〔a〕

逃亡・失踪者の移動形態には挙家による所帯移動と一部所帯員のみ非所帯移動があり、また移動先については甲斐国内の自郡内の他町村、他郡、そして甲斐国外への移動が、さらに移動先での所帯形成の有無によって種々のパターンが想定される。その意味では逃亡・失踪者を図1の中で位置づけてみるとした場合、それは①、②、④、さらには④の但書の部分のいずれかに該

当することになる。

逃亡・失踪者についてはその者の現在の住地、そこでの所帯の形成状況や職業等の情報は一般に不明である。そのような事情が想定されることから照会者は、このカテゴリーに属する者について「除去致すも不苦儀に候哉」と把握対象から除外する処理方法を提案している〔鈴木 1919 14 頁〕。これに対する政表課の指示は、挙家による逃亡・失踪者等も含め、本籍地において載すべき箇条のうち「分るだけ」を「家別表」に記載した上で「其姓名の肩に(行方知らず)」と付記することを求めている〔同 15 頁〕。

(2) 雇人等として他家に同居する戸主〔b〕

すでに見たように『心得』④は、本籍地において戸主でありながら所帯を形成することなく他家に同居ないしは雇人として居住する者については、当該者の居住地で作成される「家別表」に「何某同居」と記載するよう指示していた。照会者の指摘は、このような形での戸主の居住が町村界を越えて行われる場合に居住地においても「家別表」に記載することで本籍地で書出し作成される「家別表」への記載と重複する恐れがあることから、「家別表」への記載対象者を本籍町村内で居住する戸主にむしろ限定するのが適当ではないかという趣旨のものである〔同 14 頁〕。このような照会内容に対する政表課側からの回答はその指摘を諾とするもので、「戸主にても別に所帯を持たず…」は「其町村内本籍の人に限る事なり」〔同 15 頁〕と『心得』に記した指示を補強修正することによって把握の正確を期すとしている。

(3) 甲斐国外への出寄留人〔c〕

図1中でも区分して表示しているように、甲斐国から他国への出寄留には世帯寄留と非世帯寄留の二つのパターンが考えられる。このうち世帯寄留については『心得』④で、また非世帯寄留は同じく④の但書がこのような甲斐国外への出寄留人をいずれも本籍地において把握することとしている。

ところで、甲斐国外への世帯出寄留について『疑解』の照会者は、「籍を移さず一家を挙げ他国へ寄留する人は本籍にて家別表に記すべき旨に有之候得共寄留先に於ては所帯あるを以て入寄留の雛形に依り必ず掲げざるべからず然らば本籍と重複するの患ひなしとなさず」〔同 14 頁〕との疑問を呈している。これに対する政表課側からの回答は、他国への世帯寄留に関して「本籍と寄留先両様に取調べと雖も一方にては何国へ出寄留と書し一方にては何国より入寄留と書し出寄留人と入寄留人とを分つが故に総計に至て紛らはしき事なし」〔同 15 頁〕という内容のものであった。この点に関しては甲斐国調査が同国のみを対象地域として実施された点を考慮すれば、このような移動者について甲斐国外の寄留先の町村が維持管理している入寄留簿からの書出しによって甲斐国調査の「家別表」が作成されるなどといった照会者が危惧しているような事態はそもそも発生し得ない。その意味では、ここでの照会内容並びにそれに対する政表課側からの回答はいずれもその意図が読み取り辛い内容のものとなっている。

さらに、甲斐国調査が出寄留を世帯寄留と非世帯寄留とに区分することで人口把握面での取り

扱いを異にしている点に関連して照会者は、甲斐国外への「出寄留の分は総計に際し御徐にも相成る義に候哉」として出寄留人の把握に関して「調ぶるは唯り国外出而已(のみ)を記載し他郡他村は調ぶるに及ばざる哉」[同 14 頁]と提案している。このような照会者の指摘に対して政表課側では、非世帯寄留に関して「家族の内一人又は数人他国に寄留する者は本籍にて取調べ出寄留と書するに及ばず其出寄留と書するは他国へ全家寄留する者に限る事」[同 15 頁]としており、甲斐国外への出寄留のうち世帯出寄留だけを寄留扱いとし非世帯寄留については特段寄留として識別することは不要であるという『心得』④に掲げた書出し方針を改めて提示しているだけである。

(4) 戸主・家族員で消息不明の出寄留人[d]

照会者は出寄留人である戸主あるいは家族員が本籍地の家族と音信不通な場合の記入上の処理について、「始め寄留するときの景況に抛り取捨致し不苦哉」[同 14 頁]との処置の適否の判断を政表課に対して求めている。この照会内容に対する同課の回答は、寄留地が甲斐国内外を問わずまた所帯寄留であるか否かにかかわらず該当者を本籍地において書出すことを指示している。なお、書出しに際しては本籍地で把握できる限りの情報を記載するものとし、甲斐国内での寄留人に関する不明事項については本籍地で作成する「家別表」の末尾に不明である旨を記すように求めている[同 16 頁]。

(5) 戸主の寄留先での所帯寄留[e]

『心得』は、所帯寄留でなくとも甲斐国内の寄留地で別に所帯寄留する者(図1の①)については寄留地において「家別表」への書出しをするよう求めていた。この点に関連して照会者は、留守宅とは別に自郡内の他町村あるいは他郡において戸主が本籍地の所帯とは別に所帯寄留を行っている場合の留守宅となっている住家の所有等の「家別表」での記載方法を問い合わせている。留守宅において「戸主に代りて事を取る者」を「家主と看做」してよいかまた戸主が住家の所有者である場合、代理人の住家欄に「持地持家」と記載すべきか否かというのが照会者による照会の趣旨である[同 14 頁]。

これらの照会事項に対する政表課による回答は、まず前者に関しては、留守宅である本籍地での「家別表」の記載に当たって戸主の代理者としての筆頭者の姓名の肩に「何某代理」と付記するとともに「家別表」の末尾に「家主何某は何郡何村に寄留す」と明記することを、また後者については家主にとっての所有のいかんを住家欄に記載するよう求めている[同 16 頁]。なお、このような扱いは甲斐国内で戸主が寄留している場合にだけ適用されるもので、家主が他国へ出寄留している場合には、家主に関しては本籍地において書出す(図1の⑥)という『心得』の指示内容を再説している。

以上本節で見てきたように、『疑解』には新たに逃亡・失踪者や音信不通となった寄留人についての調査時の処理方法など『心得』における一般的な指示では明示的に記されてはいなかった内容も一部含まれている。照会事項並びにそれに対する政表課による回答は概ね『心得』に記され

た寄留人の取り扱いに関する基本的方針に即した内容となっており、その意味では『疑解』は、寄留人の取り扱いに関して『心得』の記載内容を部分的に補完する性格のものといえる。

4. 家別表への人口情報の書出しと甲斐国調査における人口把握

その後実施される国勢調査とは異なり甲斐国調査では各町村が戸籍管理業務の一環として維持管理している戸籍資料(戸籍簿、入寄留簿、出寄留簿)に記載された情報を「家別表」に書出し、その結果を郡別に集約し最終的に甲斐国人口を得るという方法で人口の把握は行われた。本節ではまず戸籍資料からの「家別表」への書出しによる地域人口の把握に関する論点について考察し、次に第 2、第 3 節での考察結果を踏まえ、甲斐国調査が最終的に把握の対象としている人口の範囲の特定を行う。

(1) 戸籍資料からの家別表への書出しと地域現住人口

甲斐国調査において「家別表」によって収集された統計原情報は、人口統計の作成を自己目的としたものではなく戸籍資料という行政情報から得られる二次的情報である。そのため、この種の情報を統計作成に用いる際にはそれが持つ特異な情報特性に留意を必要とする場合がある。仮に戸籍簿が登録漏れの無い完備したものであったとしても、社会移動によって寄留人として本籍地を離れて居住する者が存在することから、地域における現住人口と戸籍制度に基づき行政が把握している戸籍人口とは少なからず乖離する。

ここで議論の単純化のために差し当たり甲斐国調査に固有な人口概念という論点をひとまず捨象し、任意の地域単位(町村)における現住人口と戸籍簿登録者の関係について考察する。

ある時点での地域の現住人口と登録人口の関係を見る場合、そこには次のような三種類の人口セグメントが存在すると考えられる。その 1 が、地域に現住する本籍保有者(現住登録人口)である。このカテゴリーを構成する人口セグメントに関しては、彼らの居住実態と行政記録情報との間には乖離は存在しない。第 2 の人口セグメントは現実には居住しているものの当地の戸籍簿には本籍者として非登録の者(現住非登録人口)であり、転籍することなく当該地域に居住している入寄留人や本籍地において失踪者あるいは消息不明者とみなされている居住者等がそれに該当する。そして、地域の戸籍簿に登録されているにもかかわらず現実には登録地以外の地域において居住する者(登録非現住人口)が第 3 の人口セグメントを形作る。転籍することなく他地に居住する出寄留人や戸籍簿に登録されてはいるものの失踪あるいは消息不明により当該地域には居住実態がない者等がそれに該当する。

旅行等による短期滞在を除き一定期間以上居住する者を現住者とすれば、地域の現住人口は戸籍簿が与える人口に上記の第 2 と第 3 の人口セグメントによる乖離部分を加除したものがそれに相当する。

(2) 「家別表」による把握人口と甲斐国調査の対象人口

現住人口と戸籍簿の登録人口との間には上記の第2と第3の人口セグメントを構成する二種類の乖離が存在している点を確認した上で、次に甲斐国調査において特徴的と思われる人口概念について考察してみよう。

本稿の第2節と第3節では、『心得』及び『疑解』の記述内容に基づいて甲斐国調査での本籍地並びに寄留地における「家別表」への記載方法や書出しにあたっての取扱いについて具体的に考察してきた。そこにはこの調査の実施機関である政表課による甲斐国調査での人口把握についての基本的な立場のようなものが投影されている。

そのような中で特筆すべきが、所帯と非所帯という所帯の存在形態の区分である。甲斐国調査の人口概念の特徴を考える上で最大のポイントとなるのが、移動先において本籍地の所帯とは別に所帯形成が行われている場合も含め、所帯居住あるいは非世帯居住と所帯の居住形態の違いを基軸として「家別表」による人口把握システムが作り上げられている点である。すなわち、『心得』と『疑解』は本籍地とは異なる場所において居住する寄留人等について、所帯居住と非所帯居住の二分法的視点からの本籍地、寄留地、さらには本籍地と寄留地の双方での書出しによる記載といった形で詳細な記入要領を規定している。さらに『心得』と『疑解』は、本籍地と寄留地の双方で記載される者については重複把握の可能性があることから、あくまでも補助的把握として記載されるケースについては、「何某同居」「何某家支配」「何某家預り」のように付記することで重複の排除に努めている。

このように、甲斐国調査では戸籍資料から「家別表」への書出しを行うにあたって本籍地と寄留地の双方で記載されるケースも存在しうる。従って、「家別表」に記載された者がそのまま甲斐国の人口として把握されるわけではない。例えば甲斐国外からの所帯入寄留人の場合、「家別表」への書出しの対象となっているにもかかわらず、甲斐国の人口とはみなされていない。その一方で甲斐国調査では、現実には出寄留人として甲斐国外に居住している者であってもその居住形態が世帯居住の場合にはその所帯の本籍地人口として取り扱われている。

甲斐国調査では当時の政府統計において支配的な調査様式とされていた表式様式ではなく「家別表」という個票(小札・単名表)的性格を持つ様式が使用され、まさにその点がわが国の統計調査において次代を拓いたとして統計調査史上高く評価されている。その一方で「家別表」という調査様式を用いた統計原情報の獲得は、現住者を対象とした調査員による実査という方法によってではなく戸籍資料という既存の行政情報からの書出しによって行われた。統計原情報の収集面で甲斐国調査が置かれた制度的並びに調査技術面での制約、さらには「家別表」によって捉えられた人口のうちどの範囲を調査が対象とする人口とみなすかという点には、本籍人口という戸籍に基づく人口統計が甲斐国調査に先行する形で現に存在するという条件の下で、それとの差別化を図ることで政府に対して新たな調査実施の必要性を認めさせるとともに将来の国勢調査も見据えた政表課の意図が反映されている。

図2はこれらの点を踏まえ、甲斐国調査で「家別表」が把握の対象としている人口のセグメント及びその中で特に同調査が甲斐国人口としているものを各町村レベルで整理、図式化してみたものである。

図2 家別表記載並びに把握対象人口セグメント（町村レベル）

本 籍 者	非 現 住 者	(イ) 同郡・他郡にて所帯寄留人
		(ロ) 自郡内他町村・他郡での非所帯寄留人
		(ハ) 他国での世帯寄留人
		(ニ) 他人の家に非所帯同居する戸主、家族員
		(ホ) 雇主の家に非所帯の雇人として同居する戸主、家族員
		(ヘ) 逃亡・失踪者
		(ト) 消息不明の者
	現 住 者	(チ) 現住する本籍者
		(リ) 社寺に居住する神官、僧尼
		(ヌ) 住家内の別所帯者
		(ル) 出店等での別所帯居住者
非 本 籍 者	現 住 者	(ヲ) 住家に同居の別所帯者
		(ワ) 自郡内他町村・他郡での世帯居留人
		(カ) 自郡内他町村・他郡での非世帯居留人
		(ヨ) 他国からの所帯寄留人
		(タ) 他国からの非所帯寄留人
		(レ) 自郡内他町村・他郡・他国からの出店・抱屋敷等に居住する番頭、支配、預り人
		(ソ) 他人の家に非所帯同居する戸主、家族員
		(ツ) 雇主の家に非所帯の雇人として同居する戸主、家族員

家別表に記載され甲斐国人口にはカウントされない人口セグメント

家別表に記載され甲斐国人口としてカウントされる人口セグメント

5. 甲斐国調査の人口概念についての諸家の見解

戸籍資料からの「家別表」への書出しという形で捕捉された人口のうち政表課が最終的に甲斐国人口としているものから甲斐国調査が採用している人口概念の特徴を明らかにすることができる。甲斐国調査の人口概念に関しては統計史家を中心にこれまでにもしばしば取り上げられてきた。以下にその代表的な主張をいくつか紹介する。

甲斐国調査の企画、設計から結果の集計方法等にも中心的に関与した杉の高弟の一人に高橋二郎がいる。語学に堪能で海外の統計事情、特に国際統計会議における人口センサスをめぐる諸

決議等にも精通し後年『各国参照 国勢調査法』〔高橋 1902〕なども著している。彼は後に雑誌『統計集誌』に連載した甲斐国調査の回顧談においてこの調査が「此度の調は寄留にても一家を為すものは皆其地に入るゝことゝし大旨現在人口と云ふことゝせしは新生面を開いた点を高く評価する。その一方で彼は、海外での人口センサスの最新動向を踏まえて、「所帯を成さざる奉公人の類を本地へ入れたれば欧州の所謂事実人口にはあらず結局常住家族的人口と云ふべきものなり本籍及寄留の戸籍帳を基礎としたるものなれば亦止むを得ざることなりし」〔高橋 1905 106 頁 1911 37-38 頁〕と、戸籍資料からの書出しというこの調査が置かれた特殊日本的な調査技術面での制約が人口概念にも反映されていると見ている。

また、統計局の正史のひとつとして知られる『総理府統計局八十年史稿』は、「本邦国勢調査の濫觴」と位置づける甲斐国調査に多くの紙幅を割き、調査企画から調査結果の公表に至る統計作成の全過程を詳述するとともに、『疑解』についても整理再掲している。

そこではこの調査が甲斐国一円における明治 12 年 12 月 31 日午後 12 時現在人を対象としたものであるとして、その人口概念にも言及している。ちなみにそこでの「現在人」に関して同書は、「大正 9 年国勢調査におけると異なつて、地域内現住居者（本籍者・有所帯寄留者）をさしたもので、特に、(1)国内にて同郡または他郡に寄留するも、出先にて所帯を有せざるものは、その本籍に於て取調べ、(2)他国より寄留するも、所帯を有せざるものは、書出すに及ばないこととし、(3)本籍を移さないで、一家を挙げて他国に寄留するものは本籍で取調べると云う規定であつた」〔総理府統計局 1951 53-54 頁〕として甲斐国調査の人口概念が初期の国勢調査が採用した現在人口とは異なっていた点を指摘している。

日本における人口学確立に多大な貢献を行った岡崎文規もまた甲斐国調査における人口概念の特徴に注目したひとりであつた。彼はその特徴を次のように指摘する。すなわち、「この人別調（甲斐国調査－引用者）に於ては本籍（法律）人口が調査客体であつたが、この人別調に於ては、寄留者も一家をなしてゐる者は其の寄留地に於て調査したのである、即ち明治 12 年 12 月 31 日午後 12 時現在による戸籍簿並に寄留簿に基いて知り得べき事項（氏名、年齢、住家の事実）を家別票に記入し、此の事項の不分明なる分、身上の有様及び職業の事項等は実地に家に就て調べたのであるから、大体、現住人口主義を採用したものと言つてよいが、戸籍簿及び寄留簿を基礎としたがために、同一世帯内に在つても家族に非らざる者を除外しなければならなかつたのである。それ故に人口の構成分子は(1)住地に居る者、(2)他国に居る者、(3)他国より入寄留の者及び(4)行方知れざる者の4つより成り立つてゐる。斯くの如き種類の異なる人口を同時に混合して調査した事は何れの国の国勢調査に於て其の例を見ないところである。故にこの人口構成は他の国勢調査の結果と比較出来ない異性質を有つてゐる。この人別調には世帯数を調査する事になつてゐるが、これは家族数の調査であると言ふ方が適切であらう。普通、世帯は住居及び生計を共にする家族員並に非家族員により構成されたものであるが、この人別調に於ては世帯より非家族員は除外されてゐる」〔岡崎 1934 247-248 頁〕として甲斐国調査が持つ特異な人口概念がその人口把握において依拠した戸籍資料という調査技術上の制約に由来し、そのことが得られた数字の国勢調査との比較可能性を阻害する結果となつたとしている。

さらに、統計局における人口調査実務の経験を持ち日本統計史研究において数多くの研究業績を有する鮫島龍行もまた、戸籍制度に基づき表式調査による第二義統計として作成されてきた人口統計と対比しつつ個票(小票)を用いたわが国初の政府統計調査として甲斐国調査の先駆性を高く評価している。その一方で彼もまた、この調査における人口概念がその後の国勢調査などには見られない独特なものであったとする。彼は甲斐国調査の結果報告書である太政官統計院編『甲斐国現在人別調』に明治 12 年 12 月 31 日現在の山梨県人口として所収された結果表で総人員が「住地に居る者」、「他国に居る者」、「行方知れざる者」、「他国より入寄留」の合計値として与えられている点に触れ、その特徴を次のように指摘する。すなわち、「この人口(甲斐国調査による人口―引用者)は、本籍人口でもなく、現在地人口でもなく、また他国に寄留している人口を含んでいる点で現住人口ともちがい、今日の常住人口とも相違する…かりに現行国勢調査の定義にしたがって、3 か月以上その地に居住したか、または居住することになっている人口を当該地域の常住人口とするならば、…「他国ニ居ル者」の一部は甲斐国(山梨県)以外の人口に編入されるだろうし、「行方知レザル者」の一部もそうなるだろう。多少の疑問は残るが、杉がとらえた甲斐国人口は現行常住人口の定義にもとづく範囲よりも広いとみられる」[相原・鮫島 1971 42 頁]と。

さらに、甲斐国調査を調査理論に基づくわが国における統計調査の「嚆矢」として捉える辻博もまたこの調査の人口概念に言及している。彼は甲斐国調査においては「「甲斐国」に本籍地を有する全部の人口と、所帯をあげて他国より「甲斐国」に寄留している人口の和」とが調査対象となっており、『心得』の規定に従って各人口セグメントについて、「「甲斐国」一国内についての他郡への寄留は寄留先の郡の人口に参入される。ただし、所帯をもたない人については、本籍地の人口に加えられる。また、他国よりの寄留者で所帯をもたない者は調査の対象とされない。つまり、所帯を持っているものについては、他国に寄留したものも、他国よりの寄留者も加えられて「甲斐国人口」となる。国内での寄留はいずれもその郡の人口となり、本籍に関係しない。非所帯者については、いずれのばあいも本籍地がその人口の定着地となる」[辻 1961 46 頁]と整理したうえで、この調査が捉えている人口が「厳密な意味では本籍人口でも、現在人口でも常住人口でもない」とし、「甲斐国全体としてみたばあい(各郡の間の移動を考えないばあい)、本籍人口と他国から寄留している有所帯者人口の和」である点で、「現在の調査からみると多くの問題をもっている」[同 46 頁]としてその問題点を指摘している。

以上、甲斐国調査における人口概念についての諸家の見解を概観してきた。そこでの主要な論点は概ね次の二点に集約できるのであろう。その 1 が統計作成の起点としての「家別表」に記載された統計原情報が有する情報性格であり、そしてもう一つが甲斐国全体の総括としての人口概念が持つ特性である。

このうち「家別表」に記載された統計原情報が有する情報特性に関して高橋は、甲斐国調査が他家に同居する奉公人や雇人等の非世帯居住者を現住地ではなくその者の本籍地において「家別表」に書出すように人別調人である町村の吏員に指示している点に注目し、「家別表」によって捉

えた人口が欧州の各国で採用されている事実人口⁽⁵⁾ではなくいわば「常住家族的人口」といったものにあたるとしている。岡崎もまた「家別表」によって得られる統計原情報の情報性格に注目している。通常、世帯とは住居及び生計を共にする家族員と非家族員とから構成される。その点で『心得』が住家に同居する奉公人等が現住地ではなく本籍地の「家別表」によって把握するよう指示している甲斐国調査について岡崎は、そのようにして把握された人口が世帯人口ではなく家族人口に近い性格のものであるとしている。

もうひとつの論点は、人口の総計に関わるものである。甲斐国調査が甲斐国外に居住地を持つ世帯出寄留人を甲斐国の人口として扱っている点に関して『八十年史稿』は、このようにして捉えられた甲斐国人口を本籍者並びに有所帯寄留者とからなる「地域内現住居者」と呼び、また鮫島はそれが本籍人口、現地人口、現住人口、常住人口のいずれの人口概念とも異なる性格を持つもので、常住人口よりもやや広義の人口概念であるとしている。一方、辻はこのような甲斐国調査が与える人口に対して特別な呼称こそ与えていないものの、それが「本籍人口と他国から寄留している有所帯人口の和」に他ならないとしている。

甲斐国調査における人口概念、言い換えればそれによって得られた人口の特徴とそのような人口概念が採用された理由に関する諸家の見解については以下のように総括できるであろう。すなわち、甲斐国調査では統計の作成に必要な統計原情報の獲得が国勢調査におけるように調査員による実査という方法によってではなく戸籍資料という既存の行政情報からの人別調人による書出しに依拠せざるを得なかったこと。それ故に「家別表」において家族以外の同居者の本籍地での把握さらには甲斐国外に居住する所帯出寄留人を対象人口に含めることとなり、「種類の異なる人口を同時に混合して調査した事は何れの国の国勢調査に於てその例を見ない」〔岡崎 1934 247 頁〕特異な人口概念を持つことになった。それは甲斐国について、国際的にもまた後年わが国において実施されることになる国勢調査とも比較できない人口に関する特異な集約結果を与えることになったというものである。

6. 甲斐国調査結果の地域集約と甲斐国人口の結果表章

(1) 甲斐国調査での家別表による統計原情報の取集と地域積上げ集計

調査結果の集計は、まず「家別表」に記載された統計原情報を小札と呼ばれる単名票に一旦転写し、それを反復繰り分けすることで第一次中間集計としての各町村中集表を作成し、それを郡別に積み上げ集計し最終的に県計表を作成するという方法で行われた。高橋二郎は上述した回顧記録の中で町村表の作成例として西八代郡共和村の中集表(総表)を掲げるとともに、集計用の様式として用いられた「年齢及身上別表」、「年齢表」、「職業表」を示している〔高橋 1905 110-111 頁〕。

⁽⁵⁾ 高橋は各国における人口センサス調査法を論じた中で人口について法律人口と事実人口が存在するとしている。このうち「国籍の如何を問はず苟くも其国の領域内に居る者の総数」を事実人口とし、このうち狭義の事実人口を現在人口、広義の人口を常住人口と呼んでいる〔高橋 1902 85-86 頁〕

これらの調査結果資料のうち町村中集表(総表)としては八つに仕切った美濃紙仕立の様式が使用され、それには「家数」、「人員」、「身上の有様」、「世帯人員」、「一人暮及家族暮の別」、「不具」、「宗旨」、「生国」に関する各町村の集計結果が記入された。このうち甲斐国の人口規模の把握に用いられたのが「人員」欄であり、その欄には男女別の町(村)人口並びに居住地別人口が記載された。ちなみにそこに例示されている共和村の中集表では、同村人口は 922 人(男 466 人、女 456 人)で、その居住地別内訳は「住地に居る」(男 462、女 455)、「他所に居る」(男4、女1)、「外に越前入男 1 人」となっている〔高橋 1905 110 頁〕。なお、「他所に居る」者については「男 3 人は武へ、1 人駿へ、女 1 人は武へ」と移動先の国別内訳が但書として付記されている〔高橋 1905 110 頁〕。

ところで、太政官統計院編纂『甲斐国現在人別調』は、この「人員」欄の県総計値として表1のような集計結果表を掲げている。

表 1 甲斐国人口

	明治12年12月31現在		
	男	女	計
総人員	197,663	199,753	397,416
住地ニ居ル者	194,964	198,391	393,355
他国ニ居ル者	781	588	1,369
行方知レサル者	1,296	298	1,594
他国ヨリ入寄留	622	476	1,098

〔出所〕〔太政官統計院編1882 33頁〕

第 4 節の図2は、甲斐国調査における統計原情報の収集の場としての町村における戸籍資料から「家別表」への書出し作業を想定しつつ、「家別表」への記載該当者及びその中で甲斐国調査が人口として把握すべき対象としての人口セグメントを『心得』と『疑解』の記載内容に即して列挙したものである。そこでは町村という具体的な地理的境域を想定して、各カテゴリーの人口セグメントを構成していると考えられる個体について、当該地域における本籍保有の有無と現住の有無という二種類の特性項目から想定される四つのタイプの戸籍・居住パターンのうち非本籍・非居住を除く 3 パターンについてそこに含まれると思われる人口セグメントを列挙している。

明治初期わが国の政府統計調査は、物産表(後の農産表)に代表されるように基本的に表式調査として実施されてきた。明治 3 年 9 月の民部省達第 623 号による物産調査を例にとれば、それは全国統一の報告様式を提示するとともに、様式中の記載欄に各調査事項に関する地域集計値を記載させ、その結果を町村から市郡、さらには道府県という行政組織の報告系統を経由して中央に上申させることで全国の数字を得るという地方分査方式による統計作成を基調としたものであった。表式調査として実施された物産表調査の場合、報告様式は最終的な結果表章形態を想定して設計されており、様式に記載された産出高等の計数を地域の報告レベルに応じて機械的に積み上げることで全国計が得られた。

ところで、甲斐調査では「家別表」への書出しによって得られた統計原情報について、それを単名票に転写し個体データ化するという作業過程を経ているとはいえ、町村別集計によって得られた中集表は郡別の中間とりまとめを経て最終的に県総計を得るという地方分査による集計方式となっている。その意味では中集表以降の集計過程は上記の物産表等におけるそれと同様である。この点については、当時の甲斐国の人口が40万(397,416)人程度であったとはいえ集計は基本的に手作業によるものであったことからこのような地方単位で集計結果の積上げ方式^⑥となったものと考えられる。

ここで、表1として掲げた甲斐国調査の県総計結果表に再び立ち戻ることにして。

表1の甲斐国人口の結果表章区分は、町村レベルで人口を捉えた中集表(総表)の「人員」欄の記載内容と一見したところ整合的であるように見受けられる。しかし、両者の表章区分の間には、町村中集表から郡計、そして最終的に県総計へと積み上げられる中で、実際には地域の表章レベルの違いに起因すると思われる非整合的な要素が入り込むことになる。そこで以下ではこの点に関して、図2に掲げた人口セグメント((イ)～(ツ))のうち甲斐国人口としてカウントされる各人口セグメントについて、表1の各表章項目との対応関係を確認しておくことにしよう。

(2) 中集表と県総計表の表章項目の非整合性

1) 住地ニ居ル者

「住地ニ居ル者」を字義通りに解すれば、住地における居住者、すなわち現住人口ということになる。しかし、戸籍簿・寄留簿といった戸籍資料からの書出しという方法で統計原情報の獲得が行われた甲斐国調査の場合、住家での人口の直接的把握という実査過程が欠如しているため現住人口を直接捉えたものとはなっていない。加えて「家別表」への書出しが町村という地域レベルにおいて実施されたことから、「住地ニ居ル者」に該当しない者であっても甲斐国内での居住地移動者については甲斐国内に居住していることになる。従って、表1の県総計表における「住地ニ居ル者」の「住地」は、正確には現住地に加え甲斐国内の他の地域を住地とする者も加えたより広義の住地概念とみなす必要がある。

その一方で、逆に当該町村に住家を持ち居住する者の中には入寄留人も存在する。しかし入寄留人は町村という空間においてとらえた場合現住者として実在しているものの、表1の県総計人口では「他国ヨリ入寄留」という別カテゴリーとして結果表章されており、県総計表の「住地ニ居ル者」としては扱われていない。

2) 他国ニ居ル者

甲斐国調査は、世帯出寄留人(挙家による出寄留人並びに寄留先で所帯を形成して居住する

^⑥ 鮫島は表式調査による統計作成に関して、「村役場で作成された表式は上級機関であつる郡役所または府県に上申される。郡役所または府県は、上申された各表式の項目を合算すれば府県としての表式が作成され、それはさらに主務官庁に上申される。主務官庁は、府県の各表式の項目を合算すれば所期の統計表ができあがる」といった統計の作成方法が「集計組織の未熟な初期の発展段階ではむしろ必然的な情報収集の方式であったといえる」[相原・鮫島 1971 27 頁]としている。

図2中の(ハ)「他国での世帯寄留人」を、実際には甲斐国内には居住していないにもかかわらず甲斐国人口の対象としている。また(ロ)「自郡内他町村・他郡での非所帯寄留人」に関しては現住地においてではなくその者の居住実体のない本籍地で「家別表」に書出し、把握するものとしている。その結果、町村レベルで捉えた場合には「住地」には存在していないにもかかわらず県総計表では「住地ニ居ル者」に含めて結果表章されるというように地域レベルの違いによってその取り扱いに乖離が生じることになる。

3) 行方知レサル者

図2中でこのカテゴリーの人口セグメントを構成すると考えられるのが、(ヘ)「逃亡・失踪者」と(ト)「消息不明の者」である。本籍者でありながら当該町村には現住していないこの人口セグメントの該当者について、『心得』と『疑解』は本籍地の戸籍簿から判明する限りの情報を書出すことを指示している。

これら(ヘ)及び(ト)のカテゴリーに該当する者の現住地は留守家族にもまた行政にも不分明である。しかしその中には甲斐国外において居住している者も当然存在すると考えられる。一方、表1では「行方知レサル者」が甲斐国人口の内訳として結果表章され、総人口の一部を構成している。このことは、甲斐国調査が「行方知レサル者」について、実際には甲斐国外での居住者も存在する可能性があるにもかかわらず、その全員を甲斐国内における所在不明者とみなしていることになる。

4) 他国ヨリ入寄留

このカテゴリーの人口セグメントに該当する者として甲斐国調査は、当該地域に戸籍を有することなく現住する者のうち図2の(ヨ)「他国からの所帯寄留人」を甲斐国人口としての把握対象者としている。その該当者は実際には「住地ニ居ル」にもかかわらず、表1に示した県総計の結果表では「住地ニ居ル者」とは別の表章項目である「他国ヨリ入寄留」の者として整理されている。一方、所帯居住か否かを人口把握の上での有力なメルクマールとしている甲斐国調査では、同じく他国からの入寄留者であっても(タ)「非所帯寄留人」として甲斐国に居住する者については、人口としての把握対象としてはみなされていない。

さらに、(レ)「自郡内他町村・他国からの出店・抱屋敷等に居住する番頭、支配、預り人」等の中には実際には「他国ヨリ入寄留」に該当する者も含まれるものと思われる。しかしながら(レ)に属する者については「家別表」への書出しの際にその者の国内と国外由来とが区別されていないことから、実際には他国からの入寄留人である場合にも「他国ヨリ入寄留」として表章されることなく(レ)の人口セグメントに該当する者全員が甲斐国人口として扱われている。

(3) 書出し段階での人口把握と県総計における結果表章

本節の(2)で見たように、町村における戸籍資料からの書出し並びにその第一次中間集計としての町村中集表と最終的な県総計における結果表章項目の間には、同一の表章項目であってもその表記内容に違いが認められる。『甲斐国現在人別調』〔太政官統計院編 1882〕にはこの点に触れた記述は一切なく、また杉や高橋、岡松徑といった調査関係者に手になる回顧録にも何の指摘

もなく、集計過程で果たしてどのように処理されたかの詳細は不明である。

以下の筆者による整理はあくまでも推測の域を出るものではないが、町村レベルの書出し時点における人口把握方法を整理した図2における人口としての把握対象に該当する項目と表1に掲げた人口の県総計における結果表章項目の間には、一応表2に示したような対応関係が成立しているように思われる。

表2 甲斐国調査における結果表章と人口把握項目

県総計の表章項目	図2における人口把握項目
住地ニ居ル者	(ロ)、(ニ)、(ホ)、(チ)、(リ)、 (ヲ)、(ワ)、(レ ^{*1})
他国ニ居ル者	(ハ)
行方知レサル者	(ヘ ^{*2})、(ト ^{*2})
他国ヨリ入寄留	(ヨ)、(レ ^{*3})

〔表注〕 *1: 国内他町村からの入寄留人

*2: 甲斐国外居住者

*3: 甲斐国外からの入寄留人

以上見てきたように、戸籍資料からの「家別表」への書出しによって収集された統計原情報のうち甲斐国調査の対象人口に該当する図2の各人口セグメントについての町村レベルでの集約結果としての「人員」欄の表章項目と表1に示された全県人口の内訳の間にはいくつか整合的でない要素が認められる。さらに、甲斐国人口の総括表として『甲斐国現在人別調』に掲げられている表1でも町村中集表における「人員」欄と同一の「住地ニ居ル者」という項目表記がなされている点には、表記法そのものとして違和感を禁じ得ない。なぜなら、「住地ニ居ル者」という表章項目名は一見したところ「現住所地居住人口」であるかのような印象を持たせるような表記となっているが、実際には(ヨ)「他国からの所帯寄留人」それに(レ)「自郡内他町村・他国からの出店・抱屋敷等に居住する番頭、支配、預り人」の一部は「他国ヨリ入寄留」として計上されており、またカテゴリー(ロ)「自郡内他町村・他郡での非所帯寄留人」、(ニ)「他人の家に非所帯同居する戸主、家族員」、それに(ホ)「雇主の家に非所帯の雇人として同居する戸主、家族員」に属する者の場合には「家別表」に記載されている本籍地を住地とはしていないからである。このように考えれば表1が「住地ニ居ル者」としているのは、実際には甲斐国調査が把握の対象とする国内を住地に持つ人口の中で「行方知レサル者」と「他国ヨリ入寄留」を除く者をすべて包含したものに他ならない。それは、調査員が実地に対象者を直接的に把握するわが国初期の国勢調査で採用されていた現在人口でもなければ、今日の国勢調査におけるような常住人口ともその性格を自ずと異にする。

むすび

本稿では甲斐国現在人別調の実施にあたり人別調人である町村の吏員による戸籍資料から「家別表」への書出し方法についての理解を促すために太政官政表課が事前に策定した『人別調人

心得』並びにその補足資料的性格を持つ『山梨縣人別調疑解』の記載内容を参考に、甲斐国内の各町村が行政資料として保有する戸籍情報が統計原情報として「家別表」にどのように書出され甲斐国人口として編成されたかを、甲斐国調査における人口概念という視点から考察してきた。

『甲斐国現在人別調』の緒言も指摘しているように、この調査は「人員所静ノ調」すなわち静态人口調査として計画、実施されたものである。杉らが甲斐国調査を思い立った当時、わが国には静态人口の統計的把握を行う仕組みが既に存在していた。すなわち、統計作成それ自体を目的としたものではないが、維新後のわが国人口の静态把握を行ったものとしては「戸籍ノ法」に基づいて明治 5 年に実施された戸口調査があり、それに経常的な戸籍業務によって得られる動態情報を加除することによって人口推計という形で人口統計が作成されていたのである。

統計の作成それ自体を目的としたものではなく戸籍管理業務の一環として作成されていた当時の人口統計の問題点を痛感していた杉は、明治 6 年 3 月 5 日付の建議書において「先年民部省に於て設立之戸籍法至て煩細に涉候様相見え畢竟父祖親族之続を取調候事専務と相成政表に於て必要たる事件乏敷様存候就ては人口戸数産業等精々簡便に取調方相立其詳細を得候様無之ては広く其他之事物に及し兼差支候に付右戸籍法之箇条無用を省き有用之廉に御改正相成候」〔世良 1902 附録 38 頁〕とその改善の必要性を訴えている。

とはいえ当時の政府機関の業務所掌では戸籍情報に基づく人口統計の編製は戸籍局の所管業務とされていた。従って、そのような所掌体制の中で杉が建議書で主張する静态調査を戸籍局の人口統計とは別に新たに企画・実施するには、何らかの説得力を持つ根拠づけが必要とされた。高橋が「杉課長も亦年々戸籍局の調査に抛り料理表章する戸口の本籍のみにて現在人口の知れざると其調査の男女族籍等に止まりて国民の状態を審かにするに足らざるを慨し何とか之を改良せんと苦心すれども戸籍調査の権能該局に在れば栓方なく述懐の中に年月を送りしが戸籍を離れ現在人口を主として独り人口に限らず之に伴ふ状態を調ぶるに於ては差支なかるべしとの事にて 11 年の秋より其調査規則を議定し・・・」〔高橋 1911 36-37 頁〕と回顧しているように、杉らは戸籍局の本籍人口とは異なる人口概念を持ち込むことで両者の差別化を図り、その実現を目指した。その点では杉を中心とした政表課にとって甲斐国調査は「甲斐国人別調」ではなくあくまでも「甲斐国現在人別調」であることに意味があったのである。それこそが様々な問題を抱える既存の本籍静态人口に代替する人口統計の作成を可能にする新たな静态調査の実現へとつながるものであった。

その一方で、甲斐国調査の実施機関となった政表課には、その後わが国でも開始される国勢調査のように調査員による実査方式による調査を実施できるだけの予算措置はなく、統計作成の起点となる統計原情報の獲得は、実際には既存の戸籍情報の「家別表」への書出しという形で行わざるを得なかった。そのような調査技術面での制約の中でいかにして本籍人口とは異なる「現在人口」という静态人口の結果数字を得るかという課題が調査実施者である政表課には突き付けられたのである。

明治 12 年 4 月、杉は世良太一を伴い山梨県に出張し、2 週間余りの滞在中に県令藤村紫朗をはじめ 9 郡の郡長や書記と会して調査の趣旨や調査内容等についての説明を行っている〔世良

1917 85 頁]。「家別表」への書出し作業に当たって調査実施機関側からの指示を可能な限り正確に人別調人に事前に周知し、甲斐国全域において標準化された手順によってその作業の完遂を図る目的で作成された調査関係資料が「人別調人心得并家別表書込雛型」(『心得』)でありその捕捉資料「山梨縣人別調疑解」(『疑解』)であった。

『心得』や『疑解』に記された調査指示を受けて「家別表」へ書出された結果については、翌 13 年 9 月に県令からの下調べ作業完了の報告を受け、担当課長の杉が僚属 6 名を伴い各郡を巡回して記入状況の点検作業を行っている。このようにして「家別表」によって収集された統計原情報についてはその後政表課において単名表に転記され、その結果は町村別に中集表として集計され、郡別の集約結果を経て最終的に全県表として取りまとめられた。第 6 節に表 1 として掲げたものが、そのうちの人口に関する県総括表である。

第 6 節においてすでに述べたように、表 1 で採用されている表章区分は「家別表」への書上げ作業段階でこそ意味を持っていたものの、通例の表式調査の場合とは異なり集計過程で非整合的要素を帯びることになる。例えば、行方不明・失踪者の中には実際には甲斐国外に居住する者もいるにもかかわらず全員を甲斐国人口と看做していることに由来する県人口の過大評価があり、また国内の地域別人口についても、例えば他郡での非所帯寄留人をその者が現住しない本籍地で把握していることによる郡人口の実態からの乖離などがそれである。

集計過程で表面化することになるさらに本質的な問題が、「住地ニ居ル者」という表章項目をめぐるのである。「住地」を字義通りに解釈すれば現住地ということになり、他国からの入寄留人であっても当地に現住するという意味では住地居住者に他ならない。その一方で、その者が実際に居住している住地においてではなく本籍地で把握するよう指示されている他家での非世帯同居人は「住地ニ居ル者」には該当しない。その結果、これらのカテゴリーに属する人口は表 1 に掲げられたいずれの表章項目にも含まれないことになる。

「家別表」への書出しによって得られた統計原情報の第 1 次中間集約結果である町村中集表レベルで捉えた図 2 の人口セグメントの各カテゴリーと表 1 の県総計表における表章区分の間の非整合性に関しては、甲斐国調査での統計原情報の収集が行政情報の書出しに依らざるを得なかったという制約を考慮したとしても、現在人口の統計的把握という点では疑問を感じざるをえない。戸籍登録という行政文書上の本籍人口ではなくあくまでも現実存在としての人口の把握という点で甲斐国調査の人口概念に関して調査企画者の間でもう一段の詰めが行われ、統計原情報の収集に関してそれを反映した形で『心得』や『疑解』における対象範囲あるいは把握方法、さらには集計過程での調査結果の取り扱いに工夫がなされていれば、山梨県という限定された地域に関するデータであるとはいえ、その後の国勢調査等との比較可能性という点でより意味を持つ結果数字が得られたように思われる。

現在の国勢調査は調査時点において調査地域内の住居に 3 カ月以上居住ないしは居住見込みの者を常住者として人口の把握を行っている。しかし代表的な基幹統計とされる国勢調査においても調査環境が悪化する中で次第に調査協力が得にくくなっている。そのような中で、近年、悉皆型の行政登録資料としての住民基本台帳が持つ人口統計材料としての意義に関心が向けられ

ている。事実、調査実務においても、国勢調査で調査員等が捕捉できなかった客体について、性や年齢といった基本属性の行政情報からの書出しと併用することで調査の把握精度の改善も図られている。

その一方で、住民基本台帳による登録人口と国勢調査が把握した常住人口との間には、いずれか一方でだけ把握されるといった乖離が存在することが知られている。大学等の教育機関や高齢者福祉施設等が立地する地域などにおいては、一般に国勢調査が把握した常住者数が住民基本台帳登録者数を上回る傾向が認められる。住民基本台帳制度が義務づけている移動事由の届出が行われない場合、該当者はその者の登録地とは異なる地域に居住しているにもかかわらず登録簿上では登録に記載された住所地における人口として扱われる。その結果、住民基本台帳に基づく人口は、当該地域に実際に居住する人口規模をそれだけ過大に評価していることになる。このような登録簿人口と実在の人口との統計上の乖離について、行政側ではその解消に向けた政策面での取り組みは今のところ特にはなされていないように思われる。一方、両者の乖離を生み出す移動者の側では、特に学生等においては選挙権の行使などを除けば日常生活を営む上で具体的な実害は少なく、登録簿情報を居住実態に合わせて修正する積極的誘因は希薄である。

ところで、明治4年の「戸籍ノ法」は戸籍管理制度の一環として3カ月以上本籍地を離れて他地において居住する者を寄留人として届出を求めており、それに基づき出寄留簿・入寄留簿が編成されていた。ちなみに現在の国勢調査は調査時に本邦内の当該住居に3カ月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者を「常住者」としてその把握を行っている。その意味では出寄留人、入寄留人はそれぞれの現住地において常住者人口を構成していることになる。寄留人についての制度的把握が行われていた当時においても実際には総計として一致するはずの出寄留数と入寄留数とが出寄留人の抹消処理の不備等により大きく乖離するなどその実効性には問題がなかったわけではない。しかしながら、人々の居住地移動について、転籍を伴わない移動についてにもかつて寄留という制度的枠組みによって独自にその把握が行われていたという史実は、今日のわが国における人口把握さらにはその将来の人口統計の在り方について考える上でも興味深い。

〔文献〕

- 相原茂・鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房
岡崎文規(1934)『人口統計における諸問題』立命館出版部
鈴木敬治(1910)「入峡記」『統計学雑誌』第386号
鈴木敬治(1919)「山梨縣人別調疑解」『統計学雑誌』第393号
世良太一聴録(1917)『杉亨二自叙傳』(完全復刻版 2005年(財)日本統計協会)
総理府統計局編(1951)『総理府統計局80年史稿』
総理府統計局編(1976)『総理府統計局百年史資料集成』第2巻人口(上)

高橋二郎(1902)『各国参照 国勢調査法』

高橋二郎(1905)「明治 12 年末甲斐国現在人別調顛末」『統計集誌』第 288 号

高橋二郎(1911)「明治 12 年 12 月 31 日甲斐国現在人別調の概況」『統計集誌』第 359 号

辻博(1961)「「甲斐国現在人別調」の成立について」同志社大学『経済学論叢』第 11 卷第 3 号

太政官統計院編纂(1882)『甲斐国現在人別調』

藪内武司(1995)『日本統計発達史研究』法律文化社

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
90	居住地移動者数の将来動向に関する一考察 —2016-20年期～2046-50年期の都道府県間比較—	2018.04
91	男女別移動率を用いた移動者数の都道府県別将来推計	2018.05
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出 —新潟市を事例とした小地域統計による分析—	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治12年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成 —夫婦のみ共働き世帯のケース—	2019.04
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開 —職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動 —生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に—	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察 —純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・ 転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析Ⅱ	2020.02
104	明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握	2020.02
105	地域勘定における一般政府勘定について	2020.04
106	駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握 —家別表の調査項目の比較を中心に—	2020.05
107	地租改正にともなう土地評価の改定:東京府日本橋区・京橋区の事例	2020.05
108	駿河国人別調と甲斐国人員運動調における動態把握 —わが国における人口動態統計前史(1)—	2020.05
109	甲斐国人員運動調について —わが国における人口動態統計前史(2)—	2020.06
110	明治4年「一般戸籍の法」における人口の社会動態の把握	2020.06
111	明治前期の戸籍法制と社会移動の統計的把握 —明治4年「戸籍の法」による社会移動把握の制度改定を中心に—	2020.07

オケージョナル・ペーパー No.112

2020年7月20日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 菅 幹雄